発議第２号

筑紫野市議会委員会条例の一部を改正する条例

筑紫野市議会委員会条例(昭和47年筑紫野町条例第39号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次の1号を加える。

(4)　予算審査委員会　22人

ア　一般会計予算及びこれに関する事項

附　則

この条例は、令和5年5月25日から施行する。